

## 第14回 社会資本整備等ワーキング・グループ 議事要旨

---

1. 開催日時：2016年9月21日（水） 15:29～17:56
  2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階大会議室
  3. 出席委員等

高橋 進（主査）	日本総合研究所理事長
赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員（オブザーバー参加）
- 

### （概要）

＜テーマ：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進、  
公共施設のストック適正化・インフラ老朽化対策の推進＞  
農林水産省より資料について説明後、以下の通り意見交換を実施。

### （委員）

農業農村あるいは林道、治山、水産、全てに共通した質問をさせていただきたい。それぞれストック効果ということが紹介されているが、いわゆる費用対効果を分析するときに使う効果とストック効果と述べられている効果というのは何が違うのか。ストック効果は、ストックを投資効果と置きかえれば費用対効果の話になるのではないかと思うけれども、一体、ストック効果というのは、従来言っていた費用対効果分析のときの効果と何が違うのか。

もう一つ、それに関連して、ストック効果を計測することの重要性というのは、プロジェクトの事前段階で事業の選択と集中を進めていく、そのときにストック効果の多寡というのを見きわめていくということなのではないか。そういう意味では、事業の選択と集中にどのように活用するかということがストック効果を最大限に活用するということの意義ではないかと思うのだが、その点についてどう思うように考えているのかということ。

次に、今度は自治体支援について、これも共通した質問、補助事業等によって施設の機能診断だとか計画策定に係る費用を支援しているということだが、各補助事業の予算額と、そのうち施設の機能診断等に充てている割合、この辺を整理して教えていただきたい。

個別施設の計画を策定した後は予防保全も含めた長寿命化対策が不可欠になるけれども、施設の長寿命化に対する財政支援などはどの程度実施しているのか。ついでに、今後は補助事業においても長寿命化対策の支援、こういったと

ころに重点化していくべきではないかと思うが、その点はいかがか。

以上、共通した質問で、それぞれにお答えいただいても、全体的な考え方についてまとめてお答えいただいても結構である。

(委員)

これは全体に対してだが、ストック効果の考え方が少しずれているのではないか。まず、そもそも費用便益は出してくださいということはある。費用便益は出している事業もあるが出していない事業もある、それは困るので、まず直接効果がどれぐらいなのかというのは出すことが大前提ということ。あと、それ以外に波及効果、そういうものが直接的な便益を受ける方々以外にもあって、それが経済を活性化していくとか、あるいは防災上、意味が出てくるとかいろいろなお話があるだろうから、そこはしっかり分けていただかないと、先ほど主査が述べられたように事業の峻別、判断をしていくときにも使い勝手が悪いものになるので、従前の費用便益のものもストック効果の中に入った形で明らかに整理されているような気がしたので、その考え方をそれぞれお話しいただきたい。

農業関係について、これは安定供給の確保に関する効果を出しているわけだが、そうすると、当然毎年毎年何らかの形で調査を続けていき、安定的になっているのかいないのかということ調べていくことになるのか。そういう調査の枠組みみたいなものが本当に用意しているのか、あるいはしていないのか、しようとしているのか、これが安定供給というところに関してはお聞かせいただきたい。

あと自治体で、1万9,000計画で29%しかない。これはそういう事情は当然あるのだろうというところがあって、一応ガイドライン等をつくって対応とは書いているが、もう少し積極的に自治体の方々をナッジするというか、肘をつつくというか、あるいは情報共有の仕組みであるとか、こういったところに関して何か考えはないのか。つくってください、ガイドラインがありますだけではなかなか計画策定がうまくいかないの、もう一歩進んだところはないのかということ。

あと農業の自動化というのか、当然、水管理のICT化ということが書かれているけれども、ドローン等も含めて農業を自動化していくという大きな流れがあるかと思うが、こういったことに関して何らかの数値目標であったり計画であったり、こういうことはなくていいのかというのが気になることである。

当然、さまざまな局面でロボットであるとかいろいろなものがこれから出てくるので、それをどういう形でどこに導入していったらいい、どれぐらいの工数を削減して、人手が不足するところに普及させて効果を出そうとしているのか。こ

ういった計画づくりは当然必要かと思うのだが、このあたりをお聞かせいただきたい。

続いて、林業について、これは先ほど言った費用便益と間接的な効果とどういように分けているのかということを知りたい。あと林道の場合、何となく林業をやられている方の商いが本当に切り出す予定があるということと作業道とか幹線の林道とか、それが最後までつながっていないと切り出せないし、切り出すというところには当然その先の切り出すという計画づくりが必要なわけで、それが一体的に連動した計画づくりをされているのかどうか。これをお聞かせいただきたい。

場合によっては、作業道はどれぐらいの予算、主要幹線はこれぐらいの予算ということではなくて、要するに末端からちゃんとした道路までというラインで通してみないといけない。そういうことを検討なされているのか。

水産に関しては、漁港ということで当然長寿命化は非常に効果があるわけだが、一方で、ここも高齢化が非常に進んでいるので、長寿命化したところで長期的な商いに見通しが立たないであるとか、あるいは規模を縮小させていくといったようなところも長期的な商いのほうの計画づくりの中であるのではないか。これとインフラの長寿命化、あるいは長寿命化する中で漁港のサイズであるとか使い勝手の問題をどう一体的に計画づくりの中に生かそうとしているのかといったところが必要かと思うのだが、そのあたりをぜひお聞かせいただきたい。

(委員)

1つ目は、まさにストック効果の最大化というところ。費用便益分析のところはストック効果があるかないかという、例えば1、2を超えるとかそういうところの議論が多いと思うが、最大化というのはストック効果があるたくさんのいろいろな施策の中で最も価値のあるものを採用しているのかというところであるので、資料、全体に関して、いろいろな施策の中でも最も効率的なものを採用しているというところをもう少し強調、説明していただくとわかりやすいのではないか。

2つ目は、これも先ほどと重なるけれども、生産性がアップするのであればいろいろお金をつぎ込むというのはあると思うけれども、その1つの方法としては、先ほどあった集約化とか規模を大きくするとか、集約化して1つの規模を大きくするとか、使わないものを決めて使うものだけに集中するとか、集約化とか厳選化みたいなものが1つの方法である。特に、施設に関しては、今後人口減少とか担い手不足とかいろいろ言われているけれども、そういうような使わないものと使うものを決めるとか、どこかに集中するとか、そういう視点

が余りなかったように思うので、そういうところも検討されているのかどうかというところを教えていただきたい。

(委員)

さきの委員の質問とほぼ同じなのだが、ストック効果のところの記載ぶりというか事例の拾い方だと思うけれども、波及効果と述べられたところに違和感をもった。ストック効果とは、例えば水産で言うと港に防波堤をつくると、従来人が住まなかったところが安全になったので人が住むようになって不動産とかいろいろな経済的な付加価値が生まれたというようなものではないか。本来の事業の生産量が上がるのかというのは当然のこととして、そこから派生的に一体何が生まれているのかというのは恐らくストック効果なのだろう。

今回、ストック効果でまとめていただいているけれども、先ほど委員も述べられたが、このストック効果をどう使うのかというところの視点が若干よくわからなかった。当然、内部の職員向けにインフラ作りは、いろいろな意味で波及効果は重要だというような啓蒙活動や住民への説明には使えるとは思いますが、そのほかに事業を行う上で、このストック効果というものを活用する余地はないのだろうか。そうしたものを考えると、ストック効果というものも余りふわっとした形ではなく、一定程度定量化するようなことも方向性として考えたほうがいいのかも。そうした、今後ストック効果というものをどういう方向で使われようとするのかということの考えを聞かせていただきたいというのが1点である。

2点目は、老朽化の話もたくさんあり、維持修繕の話もあって、その中でICTを使うという話もあったのだが、例えば内閣府などで維持修繕に関してイノベーションとか、もう少し安く維持修繕ができたとか、そういうようなところで技術を促していこうというような取り組みをSIPでやっていると思うのだけれども、ああいうような取り組みはこういうところに使う余地はあるのかどうかという考えを聞かせていただきたい。

(委員)

1点コメントと2点質問がある。

ほかの委員の方も述べられたとおり、私も話を伺ってストック効果の考え方がよくわからなかった。資料1の1ページで申し上げますと、地域用水効果として、農業水路を防火用水や消流雪にも使うということはまさにストック効果だが、ミカンを生産するためにかん水の設備を整備して生産性を上げ、さらにブランド戦略で売り上げをふやすというのは、ストック効果という概念を持ち出すまでもなく従来やっていることではないのか。それはストック効果と言える

のか。ストック効果を大きく捉えて、あらゆる効果を入れてしまうと、ミスリーディングな情報になってしまう。説明いただいた事例がいい事例であることは間違いがないが、ストック効果というよりは、それが費用対効果の観点でベストな方法で行われたものであるのか、得られた効果に持続性があるのか、同様のやり方がほかにも横展開できるのか、ということが論点だと思う。これはコメントである。

質問だが、農業水利施設等の個別施設計画の件数や策定済割合の説明があったが、計画自体の内容について現時点で何か分析などはされているか。資料2ページにあるA水路は長寿命化を図っている例だが、どれぐらい長寿命化が図られる計画になっているかの計画の集計や、あるいは個々の水利施設のユーザーが、全体の中で自身の施設の計画が平均的な計画とどれぐらい違いがあるのかわかるような状況になっているのか教えていただきたい。

また、3ページ目でコストが6億8,000万あるいは2億1,000万削減される効果があるという説明だが、これはそうでなかった場合は誰が負担していたコストなのか。端的に申し上げれば広く一般的な国民の税負担がこれだけ減ったと理解してよいのかどうか教えていただきたい。

(農林水産省)

まず、農業農村整備事業に関して、事業を実施あるいはその後の管理とかそういうステージごとに費用対効果分析を実施している。まず、事業を実施する前については、ほとんど農業農村整備事業は土地改良法に基づく土地改良事業であり、実は昭和24年にできた法律なのだが、そのときから事業実施の基本的な要件として全ての効用が全ての費用を償うことというようなことがあったので、そのころから事前の評価をしている。

事業評価の法制度等が整った後に、平成10年とか12年ころからと思うが、これは事業実施中にも事情が変化した際には費用対効果分析的なものをやるというようになっている。事業完了後については、おおむね5年が経過したころ、これはどういうことかということや事業の効果がだんだん落ちついてきたということだと思うが、事業効果の発現状況を評価するというので、これはさらに他の事業に対してもどういった効果があるのかというのが参考になるということや実施している。

指摘のように、では、それがストック効果とどうなのかということだが、今、私のほうで説明した、まさに個々の費用対効果分析を中心に説明させていただいたというところである。

いろいろな地方公共団体が作成する個別施設計画に対する支援を始めているが、先ほど説明したような今の策定状況を28年3月時点で取りまとめたところ

である。この取りまとめもそれぞれ私どもの地方部局ごとに体制を整備して、都道府県あるいは市町村と連携をしながら行っているというところであり、連絡指導体制ができ上がったので、今後もそこを中心に、もう少し策定のスピードを上げていければと考えている。

実際にそういう策定に当たっての財政的な支援もしている。これは補助事業の中の農業水利施設合理化事業というものがあり、そういった中で策定に関する経費を補助しているというところであるが、手元に額はないので、また整理して示したい。

農作業の自動化、そういったものについて、これはまだ緒についたばかりというところであり、実際の具体の目標というのは定めていないところである。

資料の中にあった縮減額について、これはもしこういうことをしなければ誰が負担したのかという質問があった。基本的に、こういった事業を行う際は国、県、市町村、農家がそれぞれ負担してやっている。事業の大きさとか施設の大きさによって割合は異なっているけれども、この縮減効果、誰が負担したかといえばその四者、国、県、市町村、農家自身でそれぞれ縮減が図られたというように理解いただきたい。

(農林水産省)

続いて、林業関係について回答する。費用対効果の考え方については、基本的に農業と同じである。ただ、林業関係の林道施設については、先ほどの木材生産の増加量であるとか、木材搬出のコストの縮減といった具体的な経済効果もあるけれども、山火事の際の防火帯の確保とか、あるいは災害時の迂回路の確保といった、いわゆる直接的な経済効果ではない公益的機能というのもあり、費用対効果を分析する際については、こういった公益的機能の部分についても代替法などによってその便益を鋭意考えているところである。

また、治山施設については、全体が公益的機能の発揮ということで外部経済ということであるので、こういったものの費用分析についても代替法などを用いて費用対効果を算出して行っている。

策定の支援について、これも農業と同様である。林道関係については、平成27年度の実績として、全国で約1億6,000万円を国費として支援している。ちなみに事業費は約3億3,000万円である。ストックをやらなかった際の費用は誰が負担するのかということについては、これは施設災害ということであり、発生した場合の対応については、国または地方公共団体が費用を負担しているので、ストック効果が発揮されたときの恩恵は国または地方公共団体ということになる。

林道の設置する際の予定箇所と森林伐採の関係については、各都道府県にお

いて、全国を158の流域に分けて地域森林計画を都道府県が立てている。国有林についても、同じ流域で立てている。こういった地域森林計画の中でそれぞれの地域の資源量と当面10年間の伐採量、造林量、いわゆる森林整備量とそれに合わせた林道計画というのを計画することになっている。

技術革新については、先ほど説明したとおりであり、特に道関係については、一般公道あるいは農道等の技術も踏まえて、林道に応用できるものは応用していこうと考えている。

また、策定支援については、財政支援のほかに林業関係の2ページ目に記載しているけれども、都道府県の文書を通知するとともに、地方公共団体の職員等を対象とした研修会というものを開催して長寿命化に向けた取り組みを進めている。

(農林水産省)

続いて、水産庁が回答する。

まず、指摘のあったストック効果と費用対効果の違いがわかりにくいということであるが、水産庁の資料の1枚目のストック効果の例を見ていただきたい。ストック効果はわかりにくく恐縮だったが、全て挙げており、この中で、事業評価で活用するものは、いわゆる整備による直接効果で、技術的に貨幣換算が可能なものということで、その際、私ども水産庁の第三者による技術委員会によって算定方式の妥当性を検証いただきB/CのBに活用している。

それ以外のものは事業評価については考慮しないので、例えばここで申し上げますと、資料のストック効果の例について、1つ目の箱の魚価の付加価値向上、4つ目の水産業は非常に裾野産業が大きいものだけれども、加工場その他関連企業が集積するとか、輸出が促進される、そういったものはなかなか全国統一の貨幣換算技術が確立しておらず効果算出が難しいため、こういったものは事業評価において主にカウントしていないのが現状。そういう意味で、今日挙げたのは基本的にはストック効果として考えられる幅広いものを掲げているけれども、事業評価と今日のストック効果は分けて考えている。したがって、具体的に今日紹介させていただいた事例1、事例2、これは事業評価ではカウントしていないストック効果と理解いただきたい。

2点目のストック効果の計測の大小で選択と集中というか、それを活用すべきではないかという意見が委員から出ているけれども、基本的には水産物の安定供給、その際に生産コストの削減というのを主眼に置いて事業を優先している。

一方で、指摘の意見は十分承知しているが、なかなか現時点ではストック効果、これを先ほど申し上げたように、全ての事業においてストック効果を客観

性を持って評価して、それから採択するような技術レベルまで至っていないのが正直なところである。参考までに私どもは、漁港漁場整備法に基づいて長期計画を策定しており、長期計画において定めた政策課題に沿って政策目標や事業量を設定するようにしている。実は今年度、改正の年であり、先般公開の行政事業レビューを受けて、またこの場で多々いろいろな意見を伺っているので、新しい目標の設定等に当たっては、参考にしながらレベルを上げて対応してまいりたい。

主な意見として、あと高齢化あるいは情勢の変化によって集約化とか有効活用を図るべきではないかという意見が出ていた。ご指摘のとおりで、実は前回のこの会議において、水産庁のほうで紹介させていただいたのだが、この長寿命化対策を図る一方、私ども漁業の世界においても、漁業情勢の悪化により漁港の利用度の下がっているところが少なからず散見される。このため、今年度から漁港機能の集約化。例えば陸揚げ機能、A、B、Cの漁港があったら、そのAに陸揚げ機能を集約する一方、空いたB、Cの漁港においては、水域を漁場として有効活用するとか、そういう漁港機能の集約化と有効活用といった施策をストックの長寿命化とあわせてやっているの、長寿命化をやる場合も水産業振興上重要なものから集中的にやる一方、各漁港の機能集約化なり有効活用といった施策もあわせて推進している。これもスタートしたところであるが、紹介させていただく。

もう一つ、委員から大変ありがたい意見をいただいた。漁港を整備すると地価がアップする、人が住む、付加価値が向上する。まさにそういう効果がほとんど全ての漁港にあるわけなのだが、なかなかその効果算定が定量的に難しいというのが実態である。

1つ、極端な事例で恐縮なのだが紹介させていただくと、長崎県に新長崎漁港という、昔、長崎湾内の湾奥に長崎漁港があったのだけれども、都会の真ん中に漁港があるということで、これを新しいところへ移転させようということで、何も無い三重地区に新長崎漁港を整備した。もう整備から数十年たっているけれども、もともと当時の地域人口が400人足らずのところは現在1万9,500名の大都市に成長している。当然、漁港取り扱い量も370トンであったものが12万トン、水産加工場の進出が当時ゼロであったものが大手水産加工場が21社などなど、そういったこともあるが、なかなかこういったものを定量化するのが非常に難しいところが現実であり、例としてお示しするのは可能なのですけれども、なかなか全国一律な方法で効果を算定することが技術的に難しいところが実態というところを理解いただきたい。



(委員)

ストック効果について、お三方の説明がそれぞれ微妙に違っていたので、どなたの考えが農水省として統一見解なのかよくわからないのだが、岡課長が最初に述べられたことが一番私にとってはわかりやすかった。

そのときに、要するにストック効果があるということは意識している、しかし、それはなかなか定量化しづらいと述べられたわけだが、2つポイントがあって、個々の事業をやるときにできるだけストック効果が最大化するようにプロジェクトを組むということ、ここが1つの視点。もう一つは、限られた予算の配分をするときに、予算配分の効果を最大化する。そのときにはどの事業を選択するかということになるが、そこに従来型の費用対効果分析だけではなく、ストック効果あるいは間接効果というのか、波及効果というのか、そこが大きなものを選んでいくとか、それによって予算の効果を最大化する発想が必要なのではないかと思うのだけれども、もしその考え方について賛成いただけるのであれば、今後どういうようにして2つの点に取り組んでいかれるのか、その辺が必要なのではないか。その点に関してはいかがか。

(委員)

ストック効果のところは、相当ピックアップしてくると幾らでも出せる。だから、余り言いたくはないが、いろいろまぜてしまうと本当にわけがわからなくなる。だけれども、原理原則は直接効果の費用便益をしっかりと、難しいところもあるが、できる限り出していただく。それで精査するのだろうと思う。

ストック効果は、恐らく今、始めたばかりで、これがこなれてくるのに多少時間がかかると思う。ひとまず項目出しをしていただいて、そのプラン、ドゥー、チェックのところ。事業をやってできて、それが本当にうまく使われているのかというマネジメントの部分でチェック項目としてぜひ使っていただいて、少しインフラの使い方をより高度化していくということの中で計画策定であったり、あるいは市場を刺激するであるとか、そういうようなやり方のほうが何となく合っているのかなと思う。もちろん、事前にストック効果を予測できるというところまでいくような項目も中には恐らくあると思うが、それがきょう聞いている範囲だとはっきりしないが、いろいろ挙げてこれは効果があるよねというところで事業の峻別をするのは、従前の計画づくりとかインフラの計画に対してそごが出てしまう可能性もある。ただ、それはやることでより効果的な事業が選択できればいいが、そこまで踏み込んだことをしようとしているというようには、ストック効果だけ取り出して説明されていたので、そこまでは感じられなかったので不安が残るというような印象を持った。

(農林水産省)

指摘の意見はまさにそのとおりだが、水産基盤整備においては、先ほど説明の中で話をさせていただいていたのだが、漁港漁場整備法に基づき長期計画を策定することとされており、この中で、整備の目標と事業量を法律の中で定めるということが規定されており、当該計画を定める際には閣議を求める、閣議決定計画になる。

したがって、そういう中で5年ごとに重点課題を設定させていただき、例で挙げさせていただいているのが、まず災害に強い地域づくり。これは当時、この計画の策定が東日本大震災の直後だったことから、社会全体がこれが大事だということで設定されました。2点目は、当然水産物の安定供給と輸出の促進等。3点目は、なかなか我が国周辺の水産資源が厳しいことから、漁業の生産を上げるためには海の環境をどう改善するか、どう漁場を整備するか、といった大きな目標と柱を掲げて事業を計画的に進めている。さらに、これらについては、行政評価法に基づき、毎年行政評価をさせていただいている。毎年、5年の計画でどれだけ事業をやってどれだけ達成しているか、それが例えば公開の行政事業レビューで評価されるとか、そういう仕組みが一方である。私見で恐縮だが、そういうものがある一方、今、委員がおっしゃる社会資本の一般的なストック効果の大きいものに集中すべきというご指摘をあわせてやっていく必要があると思っているが、委員の意見を全てとするというのはなかなか当省においては難しいところがあるのかもしれない。

(農林水産省)

農業の方は、委員にまとめていただいた2点。2点目の限られた予算を配分する際にうまく使えないかということについては、例えば今の農業のこういった事業について、我々がどこに重点を置いているかというのと、例えば高収益の作物に転換できるような地区になるべくつけようではないかとか、あるいは農業の担い手に農地をうまく集められるように、そういった事業をどんどんやっていこうではないかといった施策の方向があって、それに集中しているという実情がある。今述べられたようなストック効果がなるべく出るようにということについては、先ほど言った事後評価、完了後の評価の中でそういった効果が拾えるもの、算定できるもの、なかなか事前では難しかったのだが、事後のところではできるものについては、何とか計量化を図っているという状況であり、これを今後どのようにうまく使っていくかというのは課題である。

個々の事業をする際に最大限発揮できるようにするというのはまさにそのとおりである。ただし、定量化して優先的に実施するようなことではないが、示唆いただいているチェック項目的なもの、これは私ども事業をする際に景観あ

るいは生態系に配慮してやっているかとか、水を扱うので、再生エネルギー、小水力発電の導入の検討はちゃんとしたのかとか、そういうようなチェック項目を実際にやっており、そういったチェック項目の延長の中でうまく反映できたらというように考えたところである。

（農林水産省）

林業関係について、治山施設については、100%公益的機能の発揮。農業、漁業と林業が違うところについては、治山施設については100%国土の安全・安心の確保を図るためのいわゆる社会資本整備ということで、これはもう費用便益についても先ほど御説明したように、いわゆる定量化がなかなか難しい公益的機能のところを代替法等を用いて評価を行っているものである。

また、林道についても、木材生産するための施設ではあるが、実態として、これまでの整備はなかなか道路整備が進まなかった山村地域において、公道のかわりに林道、集落間を結ぶような施設として整備されてきたということもあり、木材生産以外のほかにも先ほどの災害時の迂回路のような公益的機能というのも費用対効果の便益の中に入れて検討をしているところである。

この効果については、先ほど農業の方でも説明があったが、事業評価の中で着手前、着手後の評価という中で効果を測定しており、委員の指摘のところについても、今後そういった視点も含めてどのようにできるかというのは課題になっていくと考えているところである。

（委員）

別件で、先ほど申し上げた事業の中身で施設の機能診断とか計画策定にかかわる費用、これと補助事業の予算額との比較というか、このデータともう一つ、長寿命化に対する財政支援をどの程度実施されているのか、この2つのデータは今回お持ちではないと思うので、次回のときまでに頂戴できればと思う。次回のこの会合ではなくて別途事務局にいただいても結構だが、そこをお願いできないか。

<テーマ：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進、

公共施設のストック適正化・インフラ老朽化対策の推進>

厚生労働省、文部科学省より資料について説明後、以下の通り意見交換を実施。

(委員)

まず水道について、最初のページで水道ビジョンの策定が12にとどまっているという背景が何なのかということが1つ目の質問。

2つ目は、質問というよりはコメントだが、7ページで検討されているということだが、広域化ということに関して、ここでは都道府県が協議会の設置や水道事業基盤強化計画の策定ができるとする規定を設ける方向で検討中とあるが、広域化を本当に進めていくのであれば、都道府県の役割とか責任、権限、これを強化することを検討すべきではないかと思うが、いかがか。

2つ目の質問は、4ページで先ほど620億円でもニーズの半分だと述べられたが、例えば27年度の生活基盤施設耐震化交付金は27年度の補正予算で250億円措置されているが、交付決定が91億円にとどまっている。この理由は何なのか。下の水道等施設整備補助も、ここは27年度については割合が書いていないが、どの程度なのか教えていただきたい。

文科省については、社会教育施設と文化施設について、自治体による施設集約をどのように促進していくのか。そういう観点に立ったときに、学校施設とかスポーツ施設と同様に見える化によって促していくことが重要ではないかと思うが、見える化についてはいかがか。

(委員)

まず、厚生労働省の話については、余り進んでいないというわけではないが、数がもっとふえるといいなというのは直感的に思ったことである。そうすると、逆に言うと、水平統合というか広域でやるというところに対して、スケールメリットを評価するための指標というのは、もう既に厚生労働省で用意されて、何らかの指標で効率が悪いとかいいとか、合併するとこういうようになるという提示までは行っているのか、あるいはそれを行えないのか。同時に、競争的な環境も当然維持しないといけないと思うので、そういう意味で差異的な統合の単位というか見方を、厚生労働省というよりは県かもしれないが、提示するというようなところまでは考えていないのかというのが1点目。

あと台帳の整備状況がなかなか難しい、古い施設等もあるのでというお話だったが、これの整備率が果たしてどれぐらいなのかということがもしわかればお聞かせいただきたい。

あと文科省については、学校の統合等については非常によくやられているなというのがいつも印象として持っている反面、こうやって通しで聞くと、学校、スポーツ施設、文化施設というように見たときに、スポーツ施設とか文化施設が果たして自治体単位でまとめていくというよりは、自治体にまたがった形での統合というのが当然考えるべきではないのかなというような気がするが、そうしたことがどれぐらい議論として進んでいるのか。復興の過程で各自治体単位であったものを現状復帰という形で野球場を全部の自治体に復旧していつているわけだが、ああいうのを見ていてももう少しまとめるような形で、例えば南海トラフ等予想されているような地域で事前復興というような形で地域でまとめていくといったようなことも場合によってはあるのかなという気がするし、そのあたりの考えがスポーツとか文化施設でないのか。

あと学校の統合については、もう一歩進めるとすると、eスクールというか、ICTを使ったような形でさらに統合を過疎地の学校なども単純な統合ではないやり方で、情報システムを使ったようなやり方で、もっと柔軟な統合のやり方も場合によってはあるのかなという気もするし、そのあたりの何かアイデアとかあるいは先進事例等があればお聞かせいただきたい。

(委員)

文科省の学校の方で、学校の適正規模、適正配置のところだが、27年度、28年度、29年度でこのモデルを創出するというところで、27年度の委託研究は終わっていて、その報告書は私、特別に見せてもらったのだが、かなりおもしろいことも整理されていたので、これは3年後に整理して公表するようなイメージなのだが、できたらもう27年度のものはできているので、そこから得られたことをまとめて公表するなど、1年目からされるといいかなと思った。

一番下の学校の小規模化というのがよくわからなかったので教えていただきたい。学校は規模を大きくしていく。小規模化というのは小さくなっていることに対する対策ということか。

(文部科学省)

はい。

(委員)

小規模にしていくという意味ではなくて、小規模化しているのをどうするかという意味であると。

最後のところ、1.8%というのが進んでいないような気がするが、これはどうしてこれぐらいなのかを教えていただきたい。

(委員)

2点だけだが、1点は水道の話について、秩父や香川などいろいろ検討しているところはふえてきているとはいえ、広域化はもう少しスピード感があってもいいという感じはするが、今回のこのお話の中で、例えば広域化することによってどれだけ財政負担上のメリットがあるのか、そういうところは試算などされているのかどうか。いろいろな自治体の規模があるが、モデルケースとしてどのような感じかというのが見えると自治体が検討する上で参考になると思うが、もし試算があれば教えていただきたいというのが1点。

2点目は、文部科学省の説明の中で、これは以前から議論になっている社会教育施設及び文化施設の話なのだが、現在、事例の収集にとどまっており、現状がわからなければ打つ手もないということだと思うが、ただ、これは事例の収集は収集で今年度内の公表を目指して進めていただくとして、この先の打ち手をどうしていくのかというところについて、お考えがあれば教えていただきたい。

(委員)

1点だけ。水道事業の広域化のための交付金、補助金は、めり張りをどのようにつけているか。給水人口が少ないところとか資本単価が高いところとか、あるいは料金体系や施設水準が違うけれども、頑張っただけで広域化しようとしているところに交付あるいは補助しているのか、そうしためり張りの状況を教えていただきたい。また、交付金や補助金を通じた政策のPDCAサイクルをどう回しておられるか。行政事業レビューで扱われているのかわからないが、その点を教えていただきたい。

(厚生労働省)

広域化に向けて、まず都道府県の取り組みが遅いのではないかと指摘があった。都道府県水道ビジョン12プランということで、原因はさまざまあるかと思うが、私が直感的に思うのは、やはり都道府県で水道事業をやっているのかどうかということによって随分力の入れ方が違うのではないかなと思う。大阪や沖縄など、動きがあるところは何とか広域化を自分でもやろうというように考えているところであり、そういう違いはどうしてもあるという気はしている。

水道事業は、主には市町村事業であるため、多少都道府県とは距離があるという気は残念ながらしている。ただ、私たちも今の専門委員会での議論でも、委員が述べられたように、都道府県の責務もきちんと明確にすべきだという議

論を実はしている。けさの議論でも、国はではどういふことをやるのか、水道事業の基盤強化に関して必要な援助を引き続きすべきとか、都道府県は広域連携の推進役として、水道事業者間あるいは水道用水供給事業者、水道事業者と水道用水供給事業者との調整の場を設けたり、実際調整を行っていただくということを責務として盛り込むべきではないかとか、あるいは水道事業者ももちろん自分たちの基盤強化に取り組むべきとか、災害時において関係者は相互に協力をすべきだとか、実は水道法に災害時の規定がほとんど何もないことから、今回の熊本地震などでもそれは反省点として挙がっている。そういうことを今、議論しており、年内の取りまとめに向けてやっているというところである。

水平統合等のスケールメリット等の指標があるかという質問があった。これは確かにいろいろなPIという形で私どもも水道関係で指標はつくっているが、実際世の中はそのPIでは実は動かなくて、現実は何で動いているかなと思うと、それは料金が例えば個別の事業で小さなものでやっている、これから何倍にもしなければいけないというようなものを広域化することによって、その上げ幅が非常に小さくできるから、みんなにメリットがあるというお金のところが一番説得力がある。同時に、広域化することによって人材の確保、計画をつくったりする人も確保できるので、そういったことで管路の更新率なども個別にやっている、300年ばかりかかりますなどと平気で言うのだが、それがまとまれば60年で実はこなせるようになるとか、そういったメリットが実はあるということ、これを宣伝文句としている。これはことし4月に広域化になった秩父広域などでも、あるいは先ほど紹介した群馬でも同じような説明を実はしており、やはりお金で説明するのが一番わかりやすいという感じがしている。

台帳に関する質問について、台帳整備は大きな事業体はもちろんやっている。これは先進的な事例になるが、マッピングデジタル表示などということももちろんやっているのだが、全ての事業体ができているかというところではない。どれだけできているかというのは今、数字がないのでまた後ほどということ、御容赦願いたい。

最後に、財政的支援の関係で話があった。620億円で27年度交付決定額91億円と少ないのではないかとということであるが、これは27年度に使えたお金というのがここに出ていないので手持ちがないが、ここに載せている28年度予算と27年度補正というのは、27年度補正を28当初に合わせて執行している。したがって、これは28年度のお金であり、27年度に交付したのはその前の年の予算であり、その関係が実はこの紙ではわからないため、これは後で資料として作成したい。

交付の対象やめり張りのことも質問があった。水道事業は1,400ほどであると申し上げたが、実際補助しているのは資本単価であるとか、あるいは耐震化等交

付金においては、料金をしっかりいただいているとか、あるいは起債残高に対して料金収入はどうかとか、そういう指標でもって、要するに経営の厳しいところに対して補助をするということである。水道事業はもともと公営企業会計であり、自前でやるのが原則のため、経営の厳しいところとなる。したがって、3分の1ぐらいの非常に経営の厳しいところにしか実は補助、手を挙げることすら実はできないという状況である。大体ことし、最近では9,500億円ほど建設投資があるが、3分の1補助するためには3,000億円ほど必要になるが、全国要望は大体1,000億円切るぐらいであり、3分の1ぐらいの事業者からの要望である。それに対して実際620億円とかそういった予算しかないのだから、非常に厳しい状況になっている。それでも今の施設整備、管路更新は全国平均大体0.76%といったあたりであり、これでは更新に120年から130年かかるような非常に遅いスピードに今なっており、水道の老朽化が今、非常に進展してしまっているという状況に私たちは危惧を抱いている。

(文部科学省)

まずスポーツの部分、スポーツ施設について、自治体をまたがって集約化や複合化を進め、ストックの適正化が必要ではないかという指摘をいただいた。まさに指摘のとおりだと考えており、自治体の中でもいろいろな部署でスポーツ施設を所管しているところであり、そこも考える必要がある。自治体の中には市町村の施設もあるし、都道府県の施設もある。その辺をまさに考えることが必要だと思っており、個別施設のガイドラインを策定するときにはそこはしっかりと検討させていただきたい。

(文部科学省)

教育施設に関連して、見える化の質問があったが、公民館を初めとして社会教育施設や文化施設についても、設置主体が市町村であることが非常に多いことと、規模も非常に小さい規模であるということと、地域において状況がかなり異なっているので、なかなかある程度一律的なガイドラインを設けて、それに基づいて何らかの評価をしてそれを見える化していくというのが非常に難しいところもあるが、その中で先ほど説明したような視点から先進事例を拾い上げるような形で、それをわかりやすく自治体関係者に対しても今後横展開をしていくような形で対応していきたいと考えている。

(文部科学省)

文化施設について若干補足させていただく。

社会教育施設と同じように地域を越えた連携というものはできないのかとい



う指摘をいただいた。そうした取り組みに努めている館ももちろんある。ただ、やはり文化施設は設置主体である自治体の違いによって各館に個性があるので、物理的な統合がなかなか難しいところもあるが、文化だけでなく、それ以外の教育とか情報とか交流、産業といった、それ以外の役割を果たすセンターのようなものを統合した形で1つの建物として生まれていくというケースも出てきており、そうした事例を先進事例として共有していくことをまず考えていきたい。

あと、物理的な統合というのはなかなか難しいのだが、例えば大きなとある館が劇場、音楽堂が改修工事にかかったりすることがあり、そうしたときに、域内のそれ以外のホールがいろいろ連携して、その改修期間になっている館の果たせない部分を補い合うというような体制は最近非常によく連携ができていっているのではないかなと思っている。これは新聞でも一部報道された2016年問題というのがあり、ことし少し大きなホールが次々に改修になったり閉鎖になったりという事象が起きたが、そうしたときに域内の連携がよくとれている地域であると、それ以外のホールがその改修にかかっている館の補足的な役割を進んで果たしていたという例もあるので、そうした連携をさらに強化させることを進めながら、こうした1つの建物でいろいろな機能をとという複合化の面についても、今後さらに周知していきたいと考えている。

事例の収集のその先のことは考えているのかという指摘について、私どものほうでどのようなあり方があるかということについて内部でまだ検討しているところであり、まだなかなか外側に出せるものではないが、事例の収集の蓄積がたまっていった状況も見ながら、今後のことについてもさらに検討を進めていきたい。

(文部科学省)

学校の適正配置の点で、まずICTの活用について、私どももICTの利用ということについては非常に可能性が大きいというように考えている。例えば高校段階では、統廃合をした過疎地の高校に対して、高校の場合は教科科目数はかなり多くなるが、全ての教員を遠隔地の県立高校に配置することが困難な場合、別の高校とICTを結んで、一部の教科科目は遠隔で提供するということが行われているし、小中学校の場合、その学校はかなり小規模化してしまっていて、クラスで意見をやりとりするとしても、いつも仲間が少なくて意見のやりとりが固定化しがちなところ、他の学校とICTで結ぶことによって、もっと多様な意見に触れる、もう少し切磋琢磨の機会をふやす、そんなことにこの委託研究の中で活用している事例もある。いずれのケースにおいても可能性がICTにはあると思っており、この研究をさらに重ねて成果の普及をしていきたい。

27年度から実施している委託研究について、3年後を待たずに成果の出たものから普及していくということについても検討してまいりたい。

(文部科学省)

公立学校施設の個別施設計画の策定が1.8%と低いのではないかという話について、確かに指摘のとおりである。公立学校施設については、これまで平成27年度を目途に、実は耐震化の完了、耐震化を進めてきたということもあり、全体のベクトルがそちらに向いていたという状態がまず1つある。

とはいえ、施設ごとには中長期的に、例えばこの時期に改修しようとか、ここまでくると建てかえしなければといったような個別の施設ごとのメンテナンス、維持管理、そういった計画はもちろん持っている。ただ、今回の総合管理計画については、個々の建物ごとだけではなくいろいろな機能を集めてくるということも考えようということもある。特に学校施設は子供が基本的には歩いて通える距離にあるということで、地域のコミュニティーにとっては非常にいい場所にある。その施設が、少子化によりスペースがあいたりしているので、そういったところにいろいろなものを複合化するという考え方も今、出てきており、そういったことを総合的に考え直さなければいけない。いわばまた一からリセットされた状態で計画を立てなければいけないということもあり、今、28年度末を目途に総合管理計画を立て、これから32年の個別施設計画の完了を目標に進めているところ。我々も途中途中、しっかりフォローアップをして、おくれることのないように自治体のほうには働きかけをしていきたい。

<テーマ：ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進、

公共施設のストック適正化・インフラ老朽化対策の推進>

環境省、総務省、財務省より資料について説明後、以下の通り意見交換を実施。

(委員)

まず、環境省について、2ページ目のところで、都道府県に対し広域化計画の策定、実施を求めてきたところとあるが、実際に幾つの都道府県が計画を策定して広域化がどの程度進んでいるのか実績を教えてください。

もし、さらに広域化を進めるということであれば、施設整備等の補助事業を広域化とか集約化に重点化するということが自治体の取り組みを推進すること

ができるのではないかと思うのだが、それに関してコメントをいただきたい。

総務省は、公共施設最適化事業債について、27年度について都道府県別、市町村別の発行額を整理して教えていただけないかということ。それについて、どのように評価して、それから29年度に向けてどういう取り組みを検討されているのか、そこを教えていただきたい。これは2つに分かれると思うので、その発行額について整理した分については後ほどでも結構なので教えていただきたい。その方針については、今できれば教えていただきたい。

2つ目の質問が、骨太の方針2016で住民1人当たりの維持管理に関する経費も見える化するということになっていたが、そこはいかがかという質問。

財務省は確認だが、今後は先ほど述べられた未利用地については落ちるという理解でよいか。

(財務省)

はい。

(委員)

まず環境省の説明については、人口減少も続いているということと、あと当然研究開発が進んでいるので、性能が上がってきているというところで、ただ、放っておいてもなかなか進まないということなので、例えば、ある年限を切ってインセンティブを与えて促すというようなことが場合によってはできるのではないか、そういったことの検討はなされていないのか。あるいはそのあたりをお聞かせいただきたい。

続いて、総務省について、説明が非常にわかりやすく進みそうという気がしたが、複合化が結構良いという話が前提で進んでいるような気もするのだが、複合化したのだけれども、余りうまくいかなかったといった副作用というか、そういう事例はないのかどうなのかというのが若干気になった。要するに幾つか施設があるわけなので、それを複合化する場所とかやり方によっては何かよろしくないこともあたりもするのかとか、あるいは施設が町中にあると散らばっているから割と活性化を考えるといいようなこともある気もしていて、そのあたりのことが気になった。あと、とはいえ基本は複合化をどんどん進めていくということだろうと思ったのだが、事業債の申請が複数の部局をまたがっているような気もしたので、申請のとき、なかなか難しいのではないか。難しいのかどうなのかというところと、申請しやすくするための工夫みたいなことを具体的に考えていればお聞かせいただきたい。

財務省の理財局の説明については、これも同じだが、幾つかの土地があったときにそれを統合するとき、うまい統合の仕方とうまくない統合の仕方がある

り、できるだけ種地、たくさんプレーヤーを集めて議論したほうが多分うまく玉突きで回していけたりとかということも含めていくような気がする。今回はいろいろなプレーヤーが入って議論を5回やってうまくいっているということだが、そういったようなたくさんプレーヤーを入れて議論するという場を各地で全部つくるのはなかなか大変だと思うのだが、それはできそうなのか、工夫するとしたらどういうところなのか。

あと民間が入っているという理解で良いのか、これは公共だけでやっている話なのか、民間も必ず入れて議論していこうという話なのか。

あと最後の未利用の国有地のストックの推移について、私はこれが減っていくことだけが必ずしもいいことではなく、ある程度国が持っているストックはあったほうが有効に使えるのではないかという気がするので、これが減ってきているから単にいいということではないという気はしている。

(委員)

財政を専門にしているので、この総務省の財政のところについて。6ページ、7ページあたりで老朽化比率のイメージがようやく出てきてわかりやすくなったのはすごくすばらしいと思うが、表のつくり方で、例えば6ページだと両方も比率なので、この横幅をどういうように設定するのか。これは例えば資産老朽化比率が55%から65%だが、そこを小さくするのか大きくするのかで斜めの傾きが変わるので、そこの見方とどのぐらいで傾いているのかがいいのかという議論が、難しいかもしれないが、今後できたらと思う。その下の実質公債比率と将来負担比率のところも実質公債比率は毎年の支払いなので、起債年限数みたいなものが実質傾きになってくると思う。定数項もあるかもしれないが、そういうような基準の傾きをベースに、本来だったらこれぐらいだという、この中のどこが望ましいといった基準を示すことができればより効果的である。

最後、8ページのところで集約・複合化、これは本当に頑張ったと思うのだが、実際、集約化・複合化でメリットがその地域、例えば市内に全てあるのであれば、自分で考えて100万円の節約があるのだったら自分でもやるだろうし、この交付税50%ということで半分コストを見るところだけの効果が本当に上がっているのか。市よりももっと大きなところでの集約化・複合化を促すほうが本来の意味での外部性の内部化のようなことになっているのか。bで角効果を生み出しているのか。制度が始まったばかりなのでわからないが、今後こういうものはチェックしていきながら交付税算入率とか交付税を充てる起債の基準みたいなものを随時見直していかれるとよりよくなっていくと思われる。

(委員)

1点、総務省の資料について、最初に策定事例の紹介をいただき、図書館の事例を含めて大変興味深いと思った。こんなに簡単なのかというのも他方で思ったりもするが、こうしたものを共有しながら精緻化していくというのは1つの考え方なのかなと思うのだが、そういうようなプラットフォームというか、公表の場というのはどのような形になるのかというのを不案内なものなので教えていただきたい。

やはり今回、管理計画の中で見える化をしていく、それで比較化をしていくことを通じて促していくというようなことというのは極めて重要だというような議論をしてきていて、そうした中で紹介があったが、まず第一歩として、公共施設等の管理に関する基本的な考え方ということをもまず〇×をつけてもらおうということなのだと思う。ここで仮に全く統合も廃止も検討していないと×がついたら、そういうところに対して今後どうしていくのかを考えていくということなのだと思うのだが、そういう理解で正しいのかどうか教えていただきたい。

(委員)

1点目は、環境省の一般廃棄物処理は自治体の義務という話についてだが、医療を含めて義務である公共・公的サービスはたくさんある。ただ、自治体というのはコミュニティでもあるので、個々の住民の責任の観点からは、きょう説明いただいた「見える化」「分かる化」というのは住民が理解する上でとてもすばらしい話だと思う。その上で質問だが、廃棄物処理の広域化を促す観点から、ごみの有料化実施や有料化の度合いはどうなっているのか。今、例えば医療や介護においても、利用者負担をふやして社会全体でコスト意識を高め、公共・公的サービスを効率化していくということが経済・財政一体改革の流れとしてある。そういう考え方を、廃棄物処理にも適用する余地はあるか。

2点目は、精華町がどうこうという趣旨ではないが、総務省資料1ページにある精華町の例について。洗練された公会計を使って基金をうまく使うということには基本的に賛同する立場ではあるが、原理的に考えると、必要な施設の耐用年数が到来したならば公債によるファイナンスで更新投資をして、その公債を耐用年数で償還していくというのが1つのきれいな考え方である。そうではなく、基金を造成してやるほうがいいというのはなぜなのか。場合によっては、過去の公債の償還とあわせて、基金のために現在の納税者に二重の負担を強いているようにも見えるし、基金が国でいう、いわゆる埋蔵金のように見えてしまうようなところもある。基金を取り崩すというのは経済的には財政赤字そのものであるもので、本当に必要ならば、そのときときに必要な金額をその都

度議会で審議したほうが、実態がよく見えるのではないか。基金を使ったほうが行政部局が仕事をしやすいということは非常によくわかるが、当初の基金の財源を含めて、10年なら10年を通時的に見たときに、住民にとってこうやるのがプラスになるということを経理的にどう理解すればよいのかわからなかった。考え方を教えていただきたい。

(環境省)

まず、実績について、市町村、かつては自区内処理ということになっており、一市町村に1つ以上の処理施設となっていた。それが昨今、2以上に固まってきているので、そういった複数市町村で一部事務組合を形成しているような事例、集約化・広域化を図っている事例の数であれば、少し時間をいただいて出すことができる。

施設整備、長寿命化に当たっての働きかけということについて、先ほど申し上げたさまざまな機会、会議や通知、そういったことを通じてお願いをしてきており、恐らく一番効いているのは、この施設整備の交付金の交付要件ではないかと個人的に思うところである。交付金を交付する要件の中に、基幹改良については長寿命化の計画を必ずつけていただくということをしており、また、交付金を交付する対象となる地域の人口を5万人としている。つまり、5万人を割り込むような小規模、人口減少に面しているようなところについては必須としてパートナーとなり得るほかの市町村を探してくるということである。そういったマッチングなどに関しては、私どもも個別に相談に乗るところである。

人口減少あるいは技術の性能といったことに関して、ある年限を切って交付金を交付してはどうかという指摘だったと思う。私どもも他の施策、例えばある年限を切って経済的措置を講じるエコポイントのような事例というのは非常にファミリアなところではあるのだが、こういった施設整備、自治事務ということもあり、ある年限を切ってここまででない例えば2分の1交付しないとか、そういった措置というのは今のところは考えていない。ただ、技術的な面での性能の向上、例えばエネルギー回収率の向上を念頭に置いたような技術開発を別途の研究予算を持って行い、その成果を行く行くは交付要件の中に入れていくということがある。現在でもエネルギー回収率に関しては、規模ごとに交付要件として付しており、温暖化対策という国の政策に合致するような形で、あるいはより集約化を図らなければいけないという内容にしている。ソフトではないけれども、こういった内容も委員の指摘の点に沿うものかと思いを紹介をさせていただいた。

それから、有料化について。ごみの有料化については、廃棄物処理量、ごみ収集量の減少に非常に有効であるということを経ども認識しており、平成17年

の廃棄物処理法基本方針の改正の際に一般廃棄物処理の有料化を推進するということを明確化している。明確化するだけではなく、いろいろなやり方、例えば皆様のところでもあるかと思うが、廃棄物の袋を有料化して、それにしか入れられないというような形にするとか、そういったこと、あるいは事業系ごみの手数料を取るといった有料化については進めている。先ほど平成17年というように申し上げたが、手引きを直後に策定し、順次改正をして一番最近では平成25年4月に喫緊の事例として紹介をしている。廃棄物処理法、基本方針を策定し、また、施設整備の方針も策定するけれども、その中には必ず有料化ということをつけさせていただいている。

ちなみに、先ほどの事業系ごみあるいは生活ごみの手数料ということについて、粗大ごみを含むごみの収集手数料として、事業系のごみの手数料を有料にしているところは自治体全体の85%、生活系ごみの手数料としては有料としているところが80%に上っている。こういった取り組み、ますます進めていけるように自治体とも相談していきたい。

(総務省)

まず、27年度の実績、今、手元にあるものとして県が4、政令市が1の計5団体で16億3,300万、市町村分が20団体45億6,100万というのが実績である。まだまだこれは始まったばかりであり、総合管理計画は今年、非常に多くの団体でできてくるので、その意味ではこれからという面があるので、しっかりといい事例を横展開、周知をしてそれぞれの自治体の判断をしっかりと持ってもらうということを引き続き続けていくしかない。

維持補修、更新費用の1人当たりの将来見込みということで、これは前々からいただいている指摘で、なかなか将来の人口の推計が自治体によっていろいろな考えに基づいてやっているの、それをもとに一律に比較するのがどうなのかという思いがどうしても自治体にはある。もう一つ、先ほども申し上げたように、耐用年数が来たから直ちに更新するということでもなく、耐用年数が来たときにどうするのか、あるいは維持補修をどのレベルでやるのか、それぞれの団体の政策判断が入ってくる部分なので、なかなかそこを将来の見込まれる更新費用、維持補修を足して比較として出すのは難しい。このように、維持補修、更新費用の1人当たりの将来見込みを比較のツールとして使うのはなかなか厳しい面があるのではないかと考えており、現状としては決算でどの程度の額を維持補修、更新に使い、それが今の人口でいくとどうなるのかというのを今回の見える化の充実の中で行っていききたいというのが私どもの考え方である。

次に、複合した場合にうまくいかない例、あるいは散らばっている方が活性

化になる、というようなことについて、これはなかなか複合化自身がそもそもすごく大変なことであり、もともとあったところをある程度取り壊すなり何なりしていく、複合化してくるということであるので、相当な地域との議論を踏まえてやっていく話である。当然、自治体としてもかなり慎重な判断を重ねてやっていく作業なので、個々に見るといろいろなことがあるのかもしれないが、やはりこういう財政状況の中で複合化していくこと自身は非常に当然良いことなので、そこは十分いろいろな議論を重ねてやっていく以外にない。

ただ、その際に、部局をまたがって事業を行いやすくするべきということでは話があった。これはおっしゃるとおりであり、私も日ごろいろいろ市町村の人に話をする機会があるので、もともと市町村は結構縦割りの部分もあるが、縦割りはそもそもやめてくださいということを行い、かつ、加えてこの施設の集約化・複合化をさらに垣根を乗り越えていかなければいけない話なので、ぜひそういう垣根を乗り越えてやってくださいとお話ししている。

私どもが直接話をする相手は結構財政サイドの人だったりするので、そこはそういう財政のリーダーシップを含めて、きちんと庁内の議論をまとめてしっかりやってくださいということもいつも私個人としてはかなり強く言っておるつもりであり、それは全く委員の述べられたとおりであります。

それから、老朽化比率についての指摘、なかなか難しい指摘、難しいというのは哲学的な面を含めて難しい問題があると思っているので、引き続きよく研究をさせていただきたい。ただ、先ほどの公債比率と老朽化の傾きを一義的にするというのはなかなか難しい面がある。そこは私も勉強させていただきたい。

また、財政の資料集であったり好事例というのはホームページを通じて横展開をしていくのが基本であるが、それに加えて、先ほど申し上げたように、私ども意外と直接市町村の人を相手に話をする機会があるので、そういう中で先ほど申し上げたような個別の事例がこうなのだとすることも含めて、しっかりといろいろと説明と宣伝というのをさせていただきながら、市町村の気づきを促していきたい。

資料4で例えば×がついたらどうなのだという事について。そこに私ども何かアクションをとることを考えているわけではなく、こういうのを総合管理計画には載せてくださいと指針のほうで各自治体にはお願いをしている。仮にいずれかの項目に×というようなことがあれば、まさに見える化でありますので、ほかの自治体はやっているのにうちの自治体だけは何でだろうということで、ぜひ自治体の中で議会や住民の方としっかり議論をしていただいて、その町の公共施設の管理のあり方としてどういうものがあるのかということをしつかり議論していただくということが今、私どもが進めていることの本旨というように考えている。



最後、これも非常に難しい指摘だが、まず1つには、このグラフにも示しているとおりに、必ずしも施設の更新ということではなく、起債対象とならないような維持補修もあるので、そういうのに備えて基金を積んでいくということは全然問題がない。私ども起債が使えるにしても、それこそ自治体の公債費の負担の問題もあるので、やはりある程度の施設整備が必要だというときに基金をそれなりに積んでおくということもそれはそれで重要なことだと思っている。あくまでそこはそれぞれの議会、毎年度の予算の中で、では、これだけ余ったから積むのか、それこそ当該年度の住民の方の税金をどのように使うかという問題なので、そこを含めて、個々のミクロの積み方、崩し方については、将来世代にまで思いをいたした上でしっかり議論していただいた上で、判断していただく問題である。

(財務省)

まず、先ほどの質問にあった、協議会に民間が入っているのかどうかということについて、メンバーとしては国、地公体、あと整備局を中心に入っているのだが、必要に応じて民間の方からもヒアリングをすることで、アイデア、知見を取り入れ、より中身をよいものにしていくということにしている。

種地が多いほうがいいというのはまさにそのとおりであり、私どももそう思っているのだが、一方で、ご指摘もあったように調整が非常に難しい。どの庁舎機能を持ってくるのだとかいろいろ調整すべき課題があり、また、相当老朽化が進んでいる建物については早急に何らかの対応をしなければいけないという要請もあるので、単独で建てかえてしまう、あるいは耐震化を進めるというような場合もあろうかと思う。ただ、なるべくこのエリアマネジメントという発想で地公体も巻き込んでいこうということで、財務局には今、そういう意識でやっていただくようお願いをしているところである。

未利用国有地については、まず地元の地方公共団体に利用要望があるかどうかというのを確認する。その中で、今ちょうど安倍政権のもとでやっている一億総活躍との絡みで申し上げますと、地公体のほうで介護施設や保育施設等の整備のための活用をしたいという要望があれば、定期借地権を設定してお貸しするという取組も行っているところであり、そういう意味で国有地の有効的な利活用を進めさせていただいている。

(委員)

1点だけ。住民1人当たりの維持管理に関する経費について、ここは私どもも簡単に引き下がるわけにはいかない。理由は、骨太の方針2016に盛り込んだ

ということもあるが、やはり先ほどいみじくも述べられたように、これは政策判断の結果として出てくる数字だと思う。そういう意味では、何もしなくても負担がふえないとか問題ないという自治体であればそのまま出せばいい。けれども、やはり数字をはじくことによって努力しなければどうなってしまうかというのが出るわけで、それをいろいろな自治体の自助努力によってそれが上がらないようにしていくということがある意味では求められているので、そういう意味で自治体の自助努力をはかる数字がまさにこれだと思うので、かつ、現にこれをきちっと示している自治体もある。示すためにもちゃんとそれなりの努力をしているわけなので、私はそういう意味ですごく重要なデータだと思うので、引き続きここについては協議させていただきたい。